

直接民主制について

大阪産業大学

井口秀作

一 「直接民主制」という言葉で意味するもの

- ・ 純粹直接民主制型...古代都市国家「民会」、地方自治法第94条「町村総会」
- ・ 半直接制型 ...広義の国民投票制（レフェレンダム）
地方レベルでは、住民投票
* リコールは？

二 国民投票制の現況

「レフェレンダム旋風」か？

- ・ 量的な拡大も相対化してみる必要がある
地域的な偏り スイス・ヨーロッパ
増加の要因
新国家の成立
旧東欧社会主義諸国の崩壊
ヨーロッパ統合
国民投票が頻繁に行われているとは言い難い側面もある
アメリカ・ドイツの評価
F.Hamon 「下からのレフェレンダム」

三 国民投票制の諸類型

1 対象

- ・ 国民投票、住民投票
- ・ 憲法制定型、憲法改正型
- ・ 一般立法型（条約等を含む）
限定型
フランス：「公権力の組織に関する法律案」、「国の経済・社会政策およびそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する法律案」、「憲法に反しないが諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約の批准を目的とする法律案」
スペイン：「特に重要性を有する政治的決定」
除外事項列挙型

イタリア：「租税及び予算、大赦及び減刑、国際条約批准の承認に関する法律」
限定確保は担保されうるか？フランス

2 法的効力

- ・ 国民が最終的に決定する裁可型
- ・ 議会を拘束しない諮問型

憲法上の根拠のある場合（スペイン）とない場合（デンマーク）

イギリス：1975年6月6日の国民投票

本質的な差異はあるか？

国民の判断と異なる判断を議会がすることは困難である

スウェーデンの事例

- * 廃止的国民投票制（イタリア）...既存の法律の廃止を求める

3 開始手続

義務的な場合...憲法改正等

任意的な場合

発案者による

フランス 共和国大統領（政府の提案又は両議院の共同提案に基づいて）

スペイン 首相（両院合同会議で絶対多数の承認を要する）

イタリア 50万人の選挙人又は5つの州議会が要求する場合

デンマーク 議会の3分の1の議員が要求する場合

国際機関に権限を移譲することを認める法案に関しては、議会で

6分5以上の承認が得られないが、政府が承認をなお求める場合

スイス 義務的事項と任意的事項を区別、後者については、5万人の選挙人又は8

以上のカントンの要求のある場合

4 イニシアチブとの結びつき

- ・ スイスの場合
憲法全面改正の場合
憲法部分改正の場合
一般的発議の場合と完成された草案の場合
- ・ アメリカの住民投票の場合
直接イニシアチブと間接イニシアチブ

四 日本への適用の可否及び留意点

1 原理論として

・ 直接民主制を排除することを一つの骨格とするような「国民主権」論（フランス憲法学の「ナシオン主権」的理解）は存在しない。もっとも、直接民主制と強く結びつく「国民主権」論（フランス憲法学の「プーブル主権」的理解）が通説である

わけでもない。

- ・ 直接民主制の導入は日本国憲法前文とも矛盾しない
アメリカ 共和政体 (= 代表制) と住民投票に関する連邦最高裁の立場
- ・ 一般立法に関する法的拘束力のある国民投票制は第 41 条第 59 条違反に矛盾するので、その導入に当たっては憲法改正の必要がある

2 直接民主制の困難性について

- ・ イアン・バッジの議論 (『直接民主制の挑戦』)
- ・ 議会による立法と国民投票による立法の優劣をア・プリオリに判断することはできない
- ・ 困難性は相当程度克服されたと考えられるが、頻繁すぎる実施は疲弊を起こす
- ・ 直接民主制の過剰の問題... スイス・アメリカ イニシアチブ産業、投票率の低下
プレビシット論

3 直接民主制は市民参加を増加させるか？

- ・ それ自体は目的ではない
- ・ 議会選挙の投票率と国民投票の投票率では、後者の方が低い
適切な問題設定
フランスの例

*

イタリア 有権者の過半数が投票することを有効性の要件とする
デンマーク 投票者の過半数かつ有権者の 30%以上を否決の要件とする

4 立憲主義の関係

- ・ 国民投票によって承認された法律に対する違憲審査の可否
フランス憲法院：「国民主権の直接の表明である国民投票によって採択された法律」については違憲審査権が及ばない
日本の最高裁：司法消極主義、統治行為論
- ・ 現行改正規定との関係
より緩やかな憲法改正を認めることにならないか？
アメリカ... 通常法律と同様の違憲審査
イタリア... 破棄裁判所及び憲法裁判所による事前のコントロール
- ・ 少数者保護の必要性

5 政党との関係

- ・ 二大政党制との相性 「国民内閣制」と国民投票

政策プログラムと担い手の結びつきを国民投票は破壊しないか？

- ・ 「マニフェスト」選挙との相性

マニフェストの根幹部分の政策が国民投票によって否決された場合

6 討議民主主義との関係

- ・ 国民投票が議論を誘発する

巻町の住民投票

デンマークの選挙権年齢引き下げの国民投票

1961年...23 21・・・承認

1969年...21 18・・・否決

1971年...21 20・・・承認

1978年...20 18・・・承認

7 現行憲法下の可能性

- ・ 地方自治法改正による住民投票の充実

ドイツでの議論

- ・ 諮問的国民投票制

まとめにかえて

- ・ 直接民主制は、国民主権の具体化、民主主義の強化にとって重要な役割を果たす手段であることは否定できない。但し、一つ的手段に過ぎないことは無視することはできない。
- ・ 直接民主制導入の議論を避ける理由はないが、全てが解決できるかのような過大な期待をもつことはできない。
- ・ 憲法改正の呼び水としては問題外。
- ・ 直接民主制が理念通り機能する条件を探求、整備することが必要ではないか。

どのような直接民主制か？

政党の政策志向、立憲主義の強化 etc

日本国憲法の理念の具体化